

(様式1号)

仙台中小企業労務協会一人親方組合加入申込書

誓約事項及び注意事項（裏面）に同意の上、下記の通り貴組合及び一人親方労災（第二種特別加入）に加入することを申請します。

令和 年 月 日

特別加入希望者	住所 〒
	フリガナ 氏名 ⑨ フリガナ 屋号
	生年月日 □昭 □平 □令 年 月 日 (..... 歳) □男 □女
	TEL 携帯 FAX

1	業務内容 ※具体的に記入		
2	就業時間 【休憩時間】	始業 時 分 ~ 終業 時 分	【休憩 時 分 ~ 時 分】
3 ※	特定業務作業経験の有無	左記の作業に従事した期間	作業に用いる工具、材料、薬品等の名称
	(1) 粉じん作業の作業経験の有無 □無 □有※ (※有の場合は右記記載)	年 月 ~ 年 月 (..... 年 ヶ月間)	
	(2) 振動工具使用作業経験の有無 □無 □有※ (※有の場合は右記記載)	年 月 ~ 年 月 (..... 年 ヶ月間)	
	(3) 鉛業務経験の有無 □無 □有※ (※有の場合は右記記載)	年 月 ~ 年 月 (..... 年 ヶ月間)	
	(4) 有機溶剤業務経験の有無 □無 □有※ (※有の場合は右記記載)	年 月 ~ 年 月 (..... 年 ヶ月間)	
	(5) 除染作業経験の有無 □無 □有		
4 ※	加入希望日 令和 年 月 日	5	希望給付基礎日額 円
6	取りまとめ団体 団体名 : 担当者名 : 電話番号 :		
7	該当する項目にチェックを入れて下さい。(一つでもチェックが無い場合は一人親方組合に加入できません) <input type="checkbox"/> 建設業（土木、建築その他の工作物、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業）に従事する一人親方である。 <input type="checkbox"/> 労働者を雇っていない（雇っている場合でも年間100日未満である）。 <input type="checkbox"/> 請負契約に基づき事業を行っている。 <input type="checkbox"/> 仕事の遂行は、他者からの指揮命令ではなく、請負契約書や作業工程表等に基づき行っている。 <input type="checkbox"/> 報酬は、請負契約に基づき完成した成果物等に対して支払われるものであり、時間給や日給等時間を単位として計算されるものではない。 <input type="checkbox"/> 他者に雇用されていない。 <input type="checkbox"/> 裏面記載の「誓約事項及び注意事項」を確認し、これに同意します。		
8	備考		

※3 特定業務(1)~(4)の作業経験が有の場合、労働基準監督署が指定する健康診断（無料）を受診する必要があります。

※4 必要書類の準備状況、労働保険料及び当組合会費の納付状況等により、ご希望に添えないことがあります。

誓約事項及び注意事項 ※必ずご一読ください。**<誓約事項>**

1. 仙台中小企業労務協会一人親方組合加入申込書に記載したすべての内容について相違ございません。当該申込書含め、貴組合に提出した書類に事実と異なるものがあった場合は、脱退又は加入取消（以下「脱退等」）の処理をしても差し支えございません。
2. 貴組合に加入するにあたり、作業に従事する際は、労働安全衛生法、労働安全諸規則の関係事項を遵守し、安全衛生には十分注意いたします。
3. 特定業務に一定期間従事したことにより労働基準監督署が指定する健康診断を受診する必要がある場合は、必ず指定された期間内に受診いたします。
4. 労働保険料及び貴組合会費（以下「保険料等」）については、貴組合が定める金額を指定された期日までに納付いたします。
5. 保険料等の納付が遅延した場合、貴組合の定めにより脱退等の処理をしても差し支えございません。
6. 納付後の保険料等について、正当な理由のない返還請求には応じません。
7. 貴組合の総会や諸会議における各決議事項については、理事長に委任いたします。
8. 貴組合の脱退を希望する場合は必ず事前に貴組合に連絡するものとし、日付を遡っての脱退はできないことを承知いたしました。
9. 保険年度（4月～翌年3月）の途中で貴組合を脱退する場合の保険料等については、当該保険年度末までの分を指定期日までに納付いたします。過払い分の保険料等の受領方法等については、貴組合の定めに従います。
10. 貴組合を脱退する場合、貴組合から交付された加入証明書については、脱退日以降速やかに返却いたします。
11. その他、貴組合が定める規定等を遵守いたします。これに反した場合、脱退等の処理をしても差し支えございません。

<注意事項>

1. 以下のいずれかに該当する場合は、入会希望者の合意なしに当組合の判断により入会をお断りさせていただきます。
 - ・加入の意図が社会的、倫理的見地から鑑みて不当又は労災保険給付の不正受給等であると思われる場合
 - ・当組合が定める加入要件を満たさない場合
 - ・その他、当組合が加入希望者を組合員とすることを不相当と判断した場合
2. 加入希望者は、加入申込書に自動車運転免許証等の本人確認ができる公的な証明書類の写しを添付して加入申し込みをしなければなりません。なお、加入時及び加入中に入手した個人情報については、当組合の個人情報の取扱いに準じて適正に処理いたします。
3. 労働基準監督署への加入手続きは、原則として保険料等の納付後に行います。保険料等の金額及び納付期日については、個別にご案内いたします。納付期日までにお支払いがないときは加入意思が無いものと判断し、加入申込者に事前通知することなく、当組合において脱退等の手続きをとらせて頂きます。
4. 加入手続き中止後に保険料等の納付があり、かつ改めて加入の意思確認が取れた場合に限り、中止していた加入手続きを再開いたします。ただし、その場合の遅延によって発生する損害等に関して、当組合は一切の責任を負いません。
5. 組合員が脱退等を希望するときは、必ず事前に当組合に連絡しなくてはなりません。脱退日（労働局が承認した脱退日）までの保険料等について、組合員には納付義務があります。
6. 以下のいずれかに該当する場合は、組合員の合意なしに当組合の判断により脱退手続きをとらせて頂きます。
 - ・保険料等について、当組合が定めた期日までに入金確認が取れない場合
 - ・当組合が定める加入要件を満たさなくなった場合
 - ・日本国内外を問わず法令に違反し、当組合が脱退手続きをとることが相当と判断した場合
 - ・当組合の組合員としてふさわしくないと判断した場合
7. 以下に該当した場合は速やかに当組合までご連絡ください。本人が連絡できない状態のときは、代理人の方でも結構です。なお連絡が無い場合は労災保険の給付を受けることが出来ない等の不利益を被ることがあります。その場合に生じる損害等に関して当組合は一切責任を負いません。
 - ・年間100日間以上労働者を雇い入れている、又は雇い入れる予定がある場合（パート、アルバイトを含む）
 - ・業種を変更したとき（建設業でなくなったとき）
 - ・住所、氏名、連絡先等に変更が生じたとき
 - ・業務上又は通勤途上において怪我をしたとき
 - ・死亡したとき
8. 労災保険率改定があった場合や社会情勢の変化その他の事情により、予告なく保険料等の金額や納付期日等を変更することがあります。